

監査報告書

学校法人 金沢科学技術学園
理事会 御中
評議員会 御中

私たち学校法人金沢科学技術学園の監事は私立学校法第37条第3項及び寄附行為第8条第3項の定めに基づき、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財産の状況及び理事の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の資金・消費収支の状況及び財産を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

令和2年(2020年)6月12日

学校法人 金沢科学技術学園

監事 河野 彰人 

監事 米田 正 